

## 借入金明細書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人名 江育会

(単位:円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	用途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備 資金 借入金	(独)福祉医療機構	なぎさ保育園	120,000,000		384,000	119,616,000 (4,272,000)		1.15%	1,380,000		平成57年3月10日	保育所建設	保育所		239,287,263
						0 ( )									
						0 ( )									
						0 ( )									
						0 ( )									
		計		120,000,000	0	384,000	119,616,000 (4,272,000)	0		1,380,000	0				
長期 運営 資金 借入金	大洋薬品大阪販売株	なぎさ保育園	19,000,000		3,000,000	16,000,000 (2,500,000)		0.00%	0		-	運転資金	-	-	-
	大洋薬品大阪販売株	キッズファースト保 育園		17,000,000		17,000,000 ( )		0.00%	0		-	運転資金	-	-	-
						0 ( )									
						0 ( )									
						0 ( )									
		計		19,000,000	17,000,000	3,000,000	33,000,000 (2,500,000)	0		0	0				
短期 運営 資金 借入金						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
		計		0	0	0	0	0		0	0				
合計			139,000,000	17,000,000	3,384,000	152,616,000 (6,772,000)	0		1,380,000	0					239,287,263

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

## 寄附金収益明細書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人名 江育会

(単位:円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳		
					なぎさ保育園	キッズファースト保育園	メディカルキッズ淀川
その他	経常	1	10,000,000		10,000,000		
			0				
			0				
			0				
区分小計		1	10,000,000	0	10,000,000	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
合計		1	10,000,000	0	10,000,000	0	0

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。または、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

## 補助金事業等収益明細書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人名 江育会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						なぎさ保育園	キッズファースト保育園	メディカルキッズ淀川
大津市 運営補助金	保育事業	12,234,920	211,400	12,446,320		12,446,320		
大津市 運営補助金 27年度計上もれ分		1,080,000		1,080,000		1,080,000		
大津市 低年齢児保育士特別配置費		3,000,000		3,000,000		3,000,000		
大津市 地代賃料補助金		2,500,000		2,500,000		2,500,000		
労働局 特定求職者雇用開発助成金		300,000		300,000		300,000		
大阪市 運営補助金		1,932,000	79,200	2,011,200			2,011,200	
区分小計		21,046,920	290,600	21,337,520	0	19,326,320	2,011,200	0
				0				
				0				
				0				
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
				0				
				0				
				0				
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
合計		21,046,920	290,600	21,337,520	0	19,326,320	2,011,200	0

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。
- なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。
- また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

## 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人名 江育会

## 1) 事業区分間繰入金明細書

(単位:円)

事業区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
		該当なし		

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

## 2) 拠点区分間繰入金明細書

(単位:円)

拠点区分名		繰入金の財源(注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			
		該当なし		

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

平成29年 3月31日現在

社会福祉法人名 江育会

## 1) 事業区分間貸付金（借入金）明細書

(単位：円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計	該当なし	0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

## 2) 拠点区分間貸付金（借入金）明細書

(単位：円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期	なぎさ保育園	キッズファースト保育園	213,336	経費未精算
	なぎさ保育園	メディカルキッズ淀川	363,464	経費未精算
	メディカルキッズ淀川	キッズファースト保育園	718,673	経費未精算
	小計		1,295,473	
長期				
	小計		0	
	合計		1,295,473	

## 基本金明細書

(自) 平成28年 4月 1日 (至) 平成29年 3月31日

社会福祉法人名 江育会

(単位:円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由	合計	各拠点区分ごとの内訳		
		なぎさ保育園	キッズファースト保育園	メディカルキッズ淀川
前年度末残高	33,080,000	33,080,000	0	0
第一号基本金	23,412,000	23,412,000		
第二号基本金	0			
第三号基本金	9,668,000	9,668,000		
第一号基本金	当期組入額			
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額			
	0			
計	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額			
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額			
	0			
計	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額			
		0		
	計	0	0	0
	当期取崩額			
	0			
計	0	0	0	0
当期末残高	33,080,000	33,080,000	0	0
第一号基本金	23,412,000	23,412,000	0	0
第二号基本金	0	0	0	0
第三号基本金	9,668,000	9,668,000	0	0

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、本文11(1)に規定する基本金をいう。  
 ②第二号基本金とは、本文11(2)に規定する基本金をいう。  
 ③第三号基本金とは、本文11(3)に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。

